

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年9月29日
【発行者名】	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ ジャパン株式会社 （平成29年10月1日より、PGIMジャパン株式会社 （予定））
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新田 恭久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
【事務連絡者氏名】	長坂 裕美  （連絡場所）東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
【電話番号】	03 - 6832 - 7150
【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券に係るファンドの名称】	PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり/ 6ヵ月決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券の金額】	継続募集額 上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成29年6月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、委託会社の商号変更に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出するものです。なお、本書は平成29年9月29日に提出しており、訂正された原届出書の内容は、平成29年10月1日現在のものです。

**【訂正の内容】**

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、原届出書が訂正されま  
す。

**【表紙】****【発行者名】**

<訂正前>

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

<訂正後>

PGIMジャパン株式会社

## 第一部【証券情報】

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

#### < 訂正前 >

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### < 訂正後 >

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるP G I M ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (4) 【発行（売出）価格】

< 以下の内容に更新します。 >

委託会社問合わせ先	
PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9：00～17：00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	<a href="http://www.pgimjp.com/">http://www.pgimjp.com/</a>

## (5) 【申込手数料】

< 訂正前 >

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成29年6月20日現在、最も高率な申込手数料は1.08%（税抜1.0%）となっています。

< 訂正後 >

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成29年9月29日現在、最も高率な申込手数料は1.08%（税抜1.0%）となっています。

## 第二部【ファンド情報】

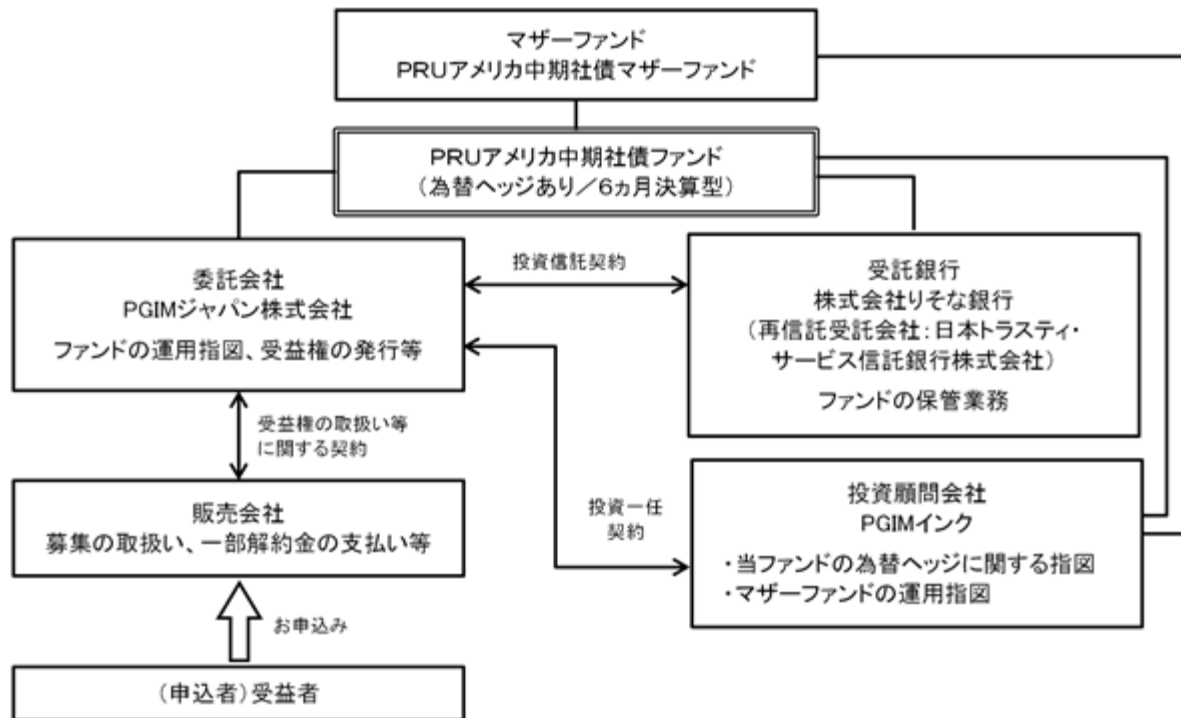
### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (3)【ファンドの仕組み】

###### ファンドの仕組み

< 以下の内容に更新します。 >



## &lt; 訂正前 &gt;

## 委託会社等の概況（平成29年4月末現在）

a．資本金の額：219百万円

## b．沿革

平成18年4月 プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立

平成18年8月 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年9月 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受

## c．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有 比率
ブルデンシャル・インターナショナル・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、スイート1300、ノース・マーケット・ストリート1105	7,360株	100.0%

\*ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、世界的な総合金融グループである『ブルデンシャル・ファイナンシャル』の一員として、日本国内において機関投資家、個人投資家向け資産運用ビジネス及びブルデンシャル・ファイナンシャルグループの資産運用ビジネスを展開しています。ブルデンシャル・ファイナンシャルは、1875年に「ブルデンシャル・フレンドリー・ソサエティー」として創業しました。創立以後、140年の時を経るなかで、ブルデンシャル・ファイナンシャルはその関連会社を通して、世界40カ国以上の法人及び個人のお客様に幅広い金融商品とサービスを提供しています。

## &lt; 訂正後 &gt;

## 委託会社等の概況（平成29年8月末現在）

a．資本金の額：219百万円

## b．沿革

平成18年4月 プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立

平成18年8月 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年9月 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受

平成29年10月 P G I M ジャパン株式会社に商号変更

## c．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有 比率
ブルデンシャル・インターナショナル・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、スイート1300、ノース・マーケット・ストリート1105	7,360株	100.0%

\* P G I M ジャパン株式会社は、世界的な総合金融グループである『ブルデンシャル・ファイナンシャル』の一員として、日本国内において機関投資家、個人投資家向け資産運用ビジネス及びブルデンシャル・ファイナンシャルグループの資産運用ビジネスを展開しています。ブルデンシャル・ファイナンシャルは、1875年に「ブルデンシャル・フレンドリー・ソサエティー」として創業しました。創立以後、140年の時を経るなかで、ブルデンシャル・ファイナンシャルはその関連会社を通して、世界40カ国以上の法人及び個人のお客様に幅広い金融商品とサービスを提供しています。

## 2【投資方針】

### (2)【投資対象】

< 訂正前 >

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託銀行として締結されたPRUアメリカ中期社債マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（以下略）

< 訂正後 >

有価証券の指図範囲

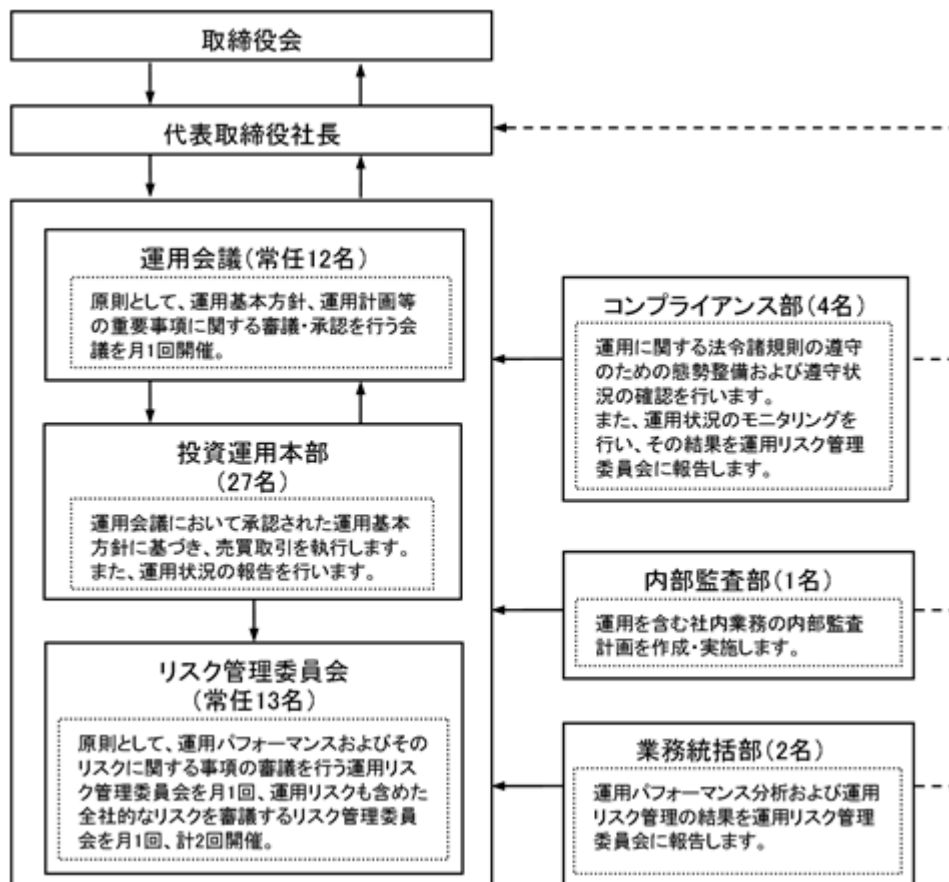
委託会社は、信託金を、主としてPGIMジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託銀行として締結されたPRUアメリカ中期社債マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（以下略）

### (3)【運用体制】

< 以下の内容に更新します。 >

委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



（略）

前記の運用体制等は平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## (5) 【投資制限】

## &lt; 訂正前 &gt;

～（略）

\_\_投資する株式等の範囲（投資信託約款第25条）

（略）

\_\_信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第28条）

（略）

\_\_先物取引等の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）

（略）

\_\_スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）

（略）

\_\_金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）

（略）

\_\_有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第32条）

（略）

\_\_特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第33条）

（略）

\_\_外国為替予約取引の指図・目的・範囲（投資信託約款第34条）

（略）

\_\_資金の借入れの指図・目的・範囲（投資信託約款第42条）

（略）

\_\_デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

（略）

\_\_同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

（略）

## &lt; 訂正後 &gt;

～（略）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（投資信託約款第22条）

\_\_投資する株式等の範囲（投資信託約款第25条）

（略）

\_\_信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第28条）

（略）

\_\_先物取引等の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）

（略）

\_\_スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）

（略）

\_\_金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）

（略）

\_\_有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第32条）

（略）

\_\_特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第33条）

（略）

\_\_外国為替予約取引の指図・目的・範囲（投資信託約款第34条）

（略）

\_\_資金の借入れの指図・目的・範囲（投資信託約款第42条）

（略）

\_\_デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

（略）

\_\_同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

（略）

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

<以下の内容に更新します。>

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成29年9月29日現在、最も高率な申込手数料は1.08%（税抜1.0%）となっています。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等の対価です。

各販売会社の申込手数料の詳細については、委託会社にお問合わせください。

委託会社問合わせ先	
PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9：00～17：00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	<a href="http://www.pgimjp.com/">http://www.pgimjp.com/</a>

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

< 以下の内容に更新します。 >

委託会社問合わせ先	
PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	<a href="http://www.pgimjp.com/">http://www.pgimjp.com/</a>

#### (3) 申込手数料

< 訂正前 >

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成29年6月20日現在、最も高率な申込手数料は1.08%（税抜1.0%）となっています。

< 訂正後 >

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成29年9月29日現在、最も高率な申込手数料は1.08%（税抜1.0%）となっています。

### 3【資産管理等の概要】

#### (5)【その他】

< 訂正前 >

運用報告書等の作成

委託会社は3月、9月の決算時および償還時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通して受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<http://www.pru.co.jp/>）に掲載します。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

< 訂正後 >

運用報告書等の作成

委託会社は3月、9月の決算時および償還時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通して受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<http://www.pgimjp.com/>）に掲載します。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

< 訂正前 >

平成29年4月末現在の資本金の額：219百万円

会社が発行する株式総数：30,000株

発行済株式総数：7,360株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

< 訂正後 >

平成29年8月末現在の資本金の額：219百万円

会社が発行する株式総数：30,000株

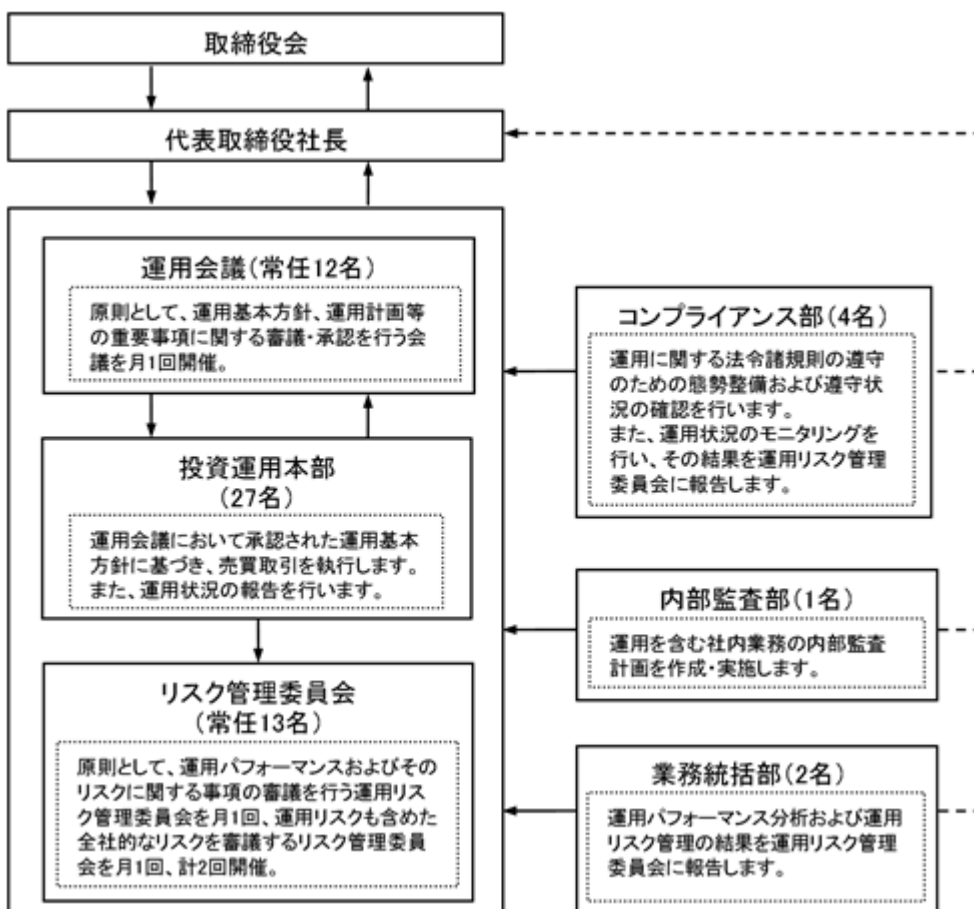
発行済株式総数：7,360株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等

< 以下の内容に更新します。 >



前記の運用体制等は平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

< 以下の内容に更新します。 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社は、1875年に設立された米プルデンシャル保険を中核とする大手総合金融グループの一員です。グループ全体の運用資産は約144兆円（12,988億米ドル、円換算レート1米ドル=111.430円、平成29年3月末現在）にのぼります。グループの運用部門は、ポートフォリオ・マネジャーとアナリストを世界に配し、グローバルな運用を行っています。

なお、平成29年8月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は32本、純資産総額の合計金額は約2兆2,231億円です。以下はその種類別の内訳です。

追加型株式投資信託	28本
単位型株式投資信託	4本
追加型公社債投資信託	0本
単位型公社債投資信託	0本

### 第3【その他】

<訂正前>

(5) 目論見書に委託会社の略称およびサービスマークを使用し、以下の記載をすることがあります。

"Prudential"、"PGIM"、それぞれのロゴおよびロック・シンボルは、プルデンシャル・ファイナンシャル・インクおよびその関連会社のサービスマークであり、多数の国・地域で登録されています。

「プルデンシャル・インベストメント」は、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の略です。

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、世界最大級の金融サービス機関プルデンシャル・ファイナンシャルの一員であり、英国プルデンシャル社とはなんら関係がありません。

<訂正後>

(5) 目論見書に委託会社の略称およびサービスマークを使用し、以下の記載をすることがあります。

"Prudential"、"PGIM"、それぞれのロゴおよびロック・シンボルは、プルデンシャル・ファイナンシャル・インクおよびその関連会社のサービスマークであり、多数の国・地域で登録されています。

PGIMジャパン株式会社は、世界最大級の金融サービス機関プルデンシャル・ファイナンシャルの一員であり、英国プルデンシャル社とはなんら関係がありません。